目　　次


| 議案番号 | 議案名 | 所管課 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 第１００号 | 熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 | 職　員　課 | 1 |
| 第１０１号 | 熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 職　員　課 | 2 |

議案第１００号

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成１７年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２０７．５」に改める。

第２条　熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２０７．５」を「１００分の２１５」に改める。

附　則

この条例は、令和３年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行する。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

市長､副市長及び教育長の期末手当支給割合の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１０１号

熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１１２．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１１２．５」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６２．５」に改める。

第２条　熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２０」に改め、同条第３項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の６２．５」を「１００分の６７．５」に改める。

（熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第４条　熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１１項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改める。

附則第４項を削る。

附　則

この条例は、令和３年１２月１日から施行する。ただし、第２条から第４条までの規定は、令和４年４月１日から施行する。

令和３年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

一般職職員の期末手当支給割合の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。